

内閣府告示第十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小樽市及び石狩市並びに石狩湾新港管理組合

三 構造改革特別区域の名称 港湾物流特区

四 構造改革特別区域の範囲 小樽市及び石狩市の区域の一部（石狩湾新港地域の一部）（詳細は内閣府に

おいて閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。）（重量物輸送効率化事業（一二〇五））

内閣府告示第十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 青森県
- 三 構造改革特別区域の名称 津軽・生命科学活用食料特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 青森市、弘前市、黒石市及び五所川原市並びに青森県西津軽郡鰺ヶ沢町、中津軽郡岩木町、南津軽郡藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村及び田舎館村並びに北津軽郡板柳町、中里町及び鶴田町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。) 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業(七〇四)、国の試験研究施設の使用の容易化事業(七〇五)、国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(八一三及び八一五)、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業(一〇〇一)及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業(一〇〇二)

内閣府告示第十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 仙台市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際知的産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 仙台市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業

(七〇五) 及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(八二三及び八一五)

内閣府告示第十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山形県
- 三 構造改革特別区域の名称 超精密技術集積特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 山形市、米沢市、寒河江市、上山市、天童市及び東根市並びに山形県東置賜郡高畠町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）

、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鶴岡市
- 三 構造改革特別区域の名称 鶴岡バイオキャンパス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 鶴岡市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、国有施設等の廉価使用の拡大によ

る研究交流促進事業（八二三及び八一五）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸

付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福島県
- 三 構造改革特別区域の名称 知的創造・開発特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 会津若松市及び郡山市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県
- 三 構造改革特別区域の名称 つくば・東海・日立知的特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 つくば市、守谷市、日立市、ひたちなか市及び水戸市並びに茨城県筑波郡伊奈町及び谷和原村、稲敷郡阿見町、那珂郡東海村及び那珂町並びに東茨城郡大洗町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）

、土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県
- 三 構造改革特別区域の名称 鹿島経済特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 鹿嶋市及び潮来市並びに茨城県鹿島郡及び行方郡の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業（一一〇三）、可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更事業（一一一七）及び高圧ガス設備の開放検査期

間変更事業（一一一九）

内閣府告示第二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 太田市
- 三 構造改革特別区域の名称 太田外国語教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 太田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 群馬県吾妻郡六合村
- 三 構造改革特別区域の名称 幼保一体化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 群馬県吾妻郡六合村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）

内閣府告示第二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北本市
- 三 構造改革特別区域の名称 幼児教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北本市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県

三 構造改革特別区域の名称 国際空港特区

四 構造改革特別区域の範囲 市川市の区域のうち原木及び原木一丁目から原木四丁目までの区域並びに成田市及び富里市並びに千葉県香取郡下総町、神崎町、大栄町、栗源町及び多古町並びに山武郡蓮沼村、松尾町、横芝町及び芝山町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）及び民

間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業（七〇三）

内閣府告示第二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 三 構造改革特別区域の名称 健康福祉千葉特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東金市及び印西市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県及び千葉県山武郡大網白里町

三 構造改革特別区域の名称 NPO活動推進特区

四 構造改革特別区域の範囲 千葉県山武郡大網白里町大字砂田の区域のうち、字中内野の全域並びに字金

畑、字宮久保及び字木戸口の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鴨川市
- 三 構造改革特別区域の名称 鴨川市棚田農業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 鴨川市の区域の一部（棚田地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け

事業（一〇〇二）

内閣府告示第二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都
- 三 構造改革特別区域の名称 国際港湾特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都中央区、港区、江東区、品川区、大田区及び江戸川区の全域並びに中央防波堤内側埋立地の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）及び税

関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）

内閣府告示第二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都足立区
- 三 構造改革特別区域の名称 人材ビジネスを活用した雇用創出特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都足立区の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 官民共同窓口の設置による職業紹介事業（九〇三）

内閣府告示第二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 八王子市
- 三 構造改革特別区域の名称 不登校児童・生徒のための体験型学校特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 八王子市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業（八〇

三）

内閣府告示第三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際物流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 横浜市の区域のうち、横浜港臨港地区（横浜市金沢区八景島の全域を除く。）及び特別工業地区
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）及び税

関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）

内閣府告示第三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 相模原市
- 三 構造改革特別区域の名称 相模原市新都市農業創出特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 相模原市の区域のうち農業振興地域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大和市
- 三 構造改革特別区域の名称 みんなで進める地域福祉特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大和市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（ N P Oによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業）

一一〇六）

内閣府告示第三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村

三 構造改革特別区域の名称 東頸城農業特区

四 構造改革特別区域の範囲 新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸
付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山梨県

三 構造改革特別区域の名称 ワイン産業振興特区

四 構造改革特別区域の範囲 塩山市及び山梨市並びに山梨県東山梨郡春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町

及び大和村並びに東八代郡石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、芦川村及び豊富村の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山梨県北巨摩郡須玉町

三 構造改革特別区域の名称 増富地域交流振興特区

四 構造改革特別区域の範囲 山梨県北巨摩郡須玉町の区域の一部（旧増富村）（詳細は内閣府において閲

覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業

(一三〇一及び一三〇二)

内閣府告示第三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県

三 構造改革特別区域の名称 満三歳になる年度当初から幼稚園に入園できる特区

四 構造改革特別区域の範囲 長野市、上田市、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市及び更埴市並びに長野県北佐久郡軽井沢町、望月町及び浅科村、小県郡真田町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町並びに南安曇郡豊科町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県並びに岐阜県郡上郡八幡町及び恵那郡岩村町
- 三 構造改革特別区域の名称 スイートバレー・情場形成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜市、各務原市、大垣市、関市、美濃市、多治見市、瑞浪市及び土岐市並びに岐阜県郡上郡八幡町及び恵那郡岩村町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）

、土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）、地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業（四〇四）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県
- 三 構造改革特別区域の名称 国際港湾交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 静岡市の区域の一部（清水港臨港地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）及び税

関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）

内閣府告示第三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 名古屋港管理組合
- 三 構造改革特別区域の名称 名古屋港産業ハブ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 名古屋港臨港地区
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）及び税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）

内閣府告示第四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県、四日市市及び四日市市港管理組合
- 三 構造改革特別区域の名称 技術集積活用型産業再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 四日市市並びに三重県三重郡川越町及び楠町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業（四〇八及び一一二〇）、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一

（）、税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）、一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業（一一〇四）及び不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業（一一〇六）

内閣府告示第四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都府、大阪府及び奈良県
- 三 構造改革特別区域の名称 けいはんな学研都市知的特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 関西文化学術研究都市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸

申請優先処理事業（五〇四）、特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）、校地面積基準の引き下げによる大学設置事業（八一―）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都市
- 三 構造改革特別区域の名称 知の創出・活用特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 京都市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業（二〇一）、国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業

業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による
研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府
- 三 構造改革特別区域の名称 バイオメディカル・クラスター創成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 茨木市、吹田市及び豊中市の区域の一部（彩都ライフサイエンスパーク、大阪大学、国立循環器病センター及び千里ライフサイエンスセンター）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）
、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸
申請優先処理事業（五〇四）、特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）、国の試験研究
施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施
設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三、八一四及び八一五）

内閣府告示第四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府
- 三 構造改革特別区域の名称 ハイテク産業創造特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 和泉市及び堺市の区域の一部（テクノステージ和泉、大阪府立産業技術総合研究所及び大阪府立大学）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び特定事業等に係る外国人の永住
許可弾力化事業（五〇五）

内閣府告示第四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府
- 三 構造改革特別区域の名称 国際交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 泉佐野市及び泉南市並びに大阪府泉南郡田尻町の区域の一部（関西国際空港及びりんくうタウン）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）及び公

有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業（二二〇一）

内閣府告示第四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際交易特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大阪市此花区、港区、大正区及び住之江区の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）及び税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）

内閣府告示第四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 枚方市
- 三 構造改革特別区域の名称 福祉移送サービス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 枚方市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（ N P Oによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業）

一一〇六）

内閣府告示第四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県、豊岡市並びに兵庫県城崎郡城崎町、竹野町、香住町及び日高町、出石郡出石町及び但東町並びに美方郡村岡町、浜坂町、美方町及び温泉町
- 三 構造改革特別区域の名称 グリーンツーリズム特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 豊岡市並びに兵庫県城崎郡城崎町、竹野町、香住町及び日高町、出石郡出石町及び但東町並びに美方郡村岡町、浜坂町、美方町及び温泉町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。() 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業(四〇七)及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業(一〇〇二)

内閣府告示第四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県並びに兵庫県揖保郡新宮町、赤穂郡上郡町及び佐用郡三日月町
- 三 構造改革特別区域の名称 先端光科学技術特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 兵庫県揖保郡新宮町、赤穂郡上郡町及び佐用郡三日月町の区域の一部（播磨科学公園都市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神戸市
- 三 構造改革特別区域の名称 先端医療産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 神戸市の区域の一部（ポートアイランド及び神戸大学）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）

、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神戸市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際みなと経済特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 神戸市の区域の一部（ポートアイランド、六甲アイランド、三宮地区、東部新都心地区及びその他の臨港地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）及び税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）

内閣府告示第五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 姫路市
- 三 構造改革特別区域の名称 環境・リサイクル経済特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 姫路市広畑区富士町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業（一三〇四）

内閣府告示第五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 洲本市
- 三 構造改革特別区域の名称 ITベンチャー育成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 洲本市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業（四〇四）

内閣府告示第五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県
- 三 構造改革特別区域の名称 新ふるさと創り特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 和歌山市及び和歌山県那賀郡打田町の区域の一部（コスモパーク加太及び北勢田ハイテクパーク）並びに橋本市並びに和歌山県那賀郡粉河町、貴志川町及び岩出町、海草郡美里町、有田郡清水町、日高郡中津村、美山村及び龍神村、西牟婁郡中辺路町及び大塔村並びに東牟婁郡那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村の全域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

内閣府告示第五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県

三 構造改革特別区域の名称 福祉移送特区

四 構造改革特別区域の範囲 岡山県の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（ N P O によるボランティア輸送としての有償運送可能化事業）

一一〇六）

内閣府告示第五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県並びに広島市、呉市及び東広島市
- 三 構造改革特別区域の名称 広島研究開発・創業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 広島市、呉市及び東広島市並びに広島県安芸郡府中町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸

申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三、八一四及び八一五）

内閣府告示第五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山口県及び周南市

三 構造改革特別区域の名称 環境対応型コンビナート特区

四 構造改革特別区域の範囲 周南市の区域の一部（周南コンビナート地域）（詳細は内閣府において閲覧

に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業（

一一〇三）

内閣府告示第五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 下関市

三 構造改革特別区域の名称 下関市・東アジアロジスティック特区

四 構造改革特別区域の範囲 下関港臨港地区の一部（本港地区及び岬之町地区）（詳細は内閣府において

閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。）（臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）

内閣府告示第五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 防府市
- 三 構造改革特別区域の名称 防府市内幼稚園入園年齢制限の緩和特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 防府市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 徳島県海部郡海部町
- 三 構造改革特別区域の名称 海部町ふるさと教員制度特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 徳島県海部郡海部町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香川県
- 三 構造改革特別区域の名称 糖質バイオクラスター特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 高松市及び香川県木田郡三木町の区域の一部（香川インテリジェントパーク、香川大学及び香川医科大学）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二二）

、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留
諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香川県小豆郡内海町
- 三 構造改革特別区域の名称 小豆島・内海町オリーブ振興特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 香川県小豆郡内海町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び福岡市
- 三 構造改革特別区域の名称 福岡アジアビジネス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業（二〇一）、国

立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）、税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）、国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三、八一四及び八一五）、公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業（一二〇一）及び自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（一二〇四）

内閣府告示第六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び久留米市
- 三 構造改革特別区域の名称 久留米アジアバイオ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 久留米市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び特定事業等に係る外国人の永住

許可彈力化事業（五〇五）

内閣府告示第六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び飯塚市
- 三 構造改革特別区域の名称 飯塚アジアIT特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 飯塚市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸

申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北九州市
- 三 構造改革特別区域の名称 北九州市国際物流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北九州市門司区及び小倉北区の全域並びに若松区、八幡東区及び八幡西区の区域の一部（北九州学術研究都市の全域並びに響灘及び洞海湾沿岸部の一部）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。() 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業(七〇一)、税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業(七〇二)、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業(七〇四)、国の試験研究施設の使用の容易化事業(七〇五)、国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(八一三及び八一五)及び資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業(一一〇三)

内閣府告示第六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県、宇土市並びに熊本県宇土郡三角町及び不知火町並びに下益城郡城南町、富含町、松橋町、小川町、豊野町、中央町及び砥用町

三 構造改革特別区域の名称 福祉コミュニティ特区

四 構造改革特別区域の範囲 宇土市並びに熊本県宇土郡三角町及び不知火町並びに下益城郡城南町、富含町、松橋町、小川町、豊野町、中央町及び砥用町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事

業（九〇六）及びNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業（一二〇六）

内閣府告示第六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年四月二十一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県
- 三 構造改革特別区域の名称 神話・伝説のふるさとツーリズム特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮崎市、日南市、日向市、西都市及びえびの市並びに宮崎県南那珂郡南郷町、北諸県郡三股町及び高崎町、西諸県郡高原町及び野尻町、東諸県郡綾町、児湯郡新富町、西米良村及び都農町、東臼杵郡南郷村、西郷村、諸塚村及び椎葉村並びに西臼杵郡高千穂町及び五ヶ瀬町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。() 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業(四〇七)及び国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業(一三〇一及び一三〇二)